



早川幸子さんの 知ってますか？ あなたの「年金の空白期間」

この4月に60歳の誕生日を迎える会社員のAさんは、2月に日本年金機構から送られてきた「年金に関するお知らせ」というはがきを見て驚いた。

「私が年金をもらえるのは61歳から。今年からもらえると聞いていたので焦りました」

本来の年金受給開始年齢は65歳だが、旧制度からの経過措置として、これまで会社員には特別に60歳から年金が支給されていた。会社員の年金制度は、基礎年金に厚生年金が上乗せされた2階建て年金だ。60〜64歳の間にもう年金を特別支給といい、加入期間が決まる「定額部分」、現役時代の給料の額と加入期間で決まる「報酬比例部分」に分かれている。

この両方を60歳からもらえたのは1941(昭和16)年4月1日以前に生まれた人(女性は5年遅れ)だけで、これより後に生まれた人は段階的に受給開始年齢が引き上げられ、定額部分はすでにもらえなくなっている。そして、今年4月から報酬比例部分の引き上げも開始。まず、53(昭和28)年4月2日〜55(昭和30)年4月1日生まれの男性の受給開始年齢が61歳に

家計を見直し、早めの準備を

引き上げられたため、このグループの先頭集団にいるAさんは60歳になっても年金がもらえなくなるといっけうわけた。

受給開始年齢は今後も段階的に引き上げられ、最終的に男性は61(昭和36)年4月2日、女性は66(昭和41)年4月2日以降に生まれた人は65歳からになる予定だ。年金問題に詳しい社会保険労務士の東海林正昭さんは「60歳から年金がもらえなくなるのは、ライフプランに大きな影響を与える。それなのに一般にあまり知られていない」。では、今後始まる60〜65歳までの年金空白期間は、どのように乗り切ればいいのかのようか。

継続雇用

報酬比例部分の受給開始年齢の引き上げに対応するために、今年4月から「改正高年齢者雇用安定法」が施行された。企業



イラスト・深川直美

には継続雇用を希望するすべての従業員(心身に故障のある人は除く)を65歳まで雇用することが義務付けられた。当面、働く道は確保できそうだ。

60歳以降の雇用延長の方法は①定年の廃止②定年の引き上げ③継続雇用制度の導入——があるが、厚生労働省の2012年「高年齢者の雇用状況」によると、82.5%の企業が③の継続雇用を採用している。

年金の空白期間をどのように暮らすのか。もらえなくなってしまう慌てないように、年金制度や雇用制度をよく調べることも、家計の見直しも行って早めの準備をしておきたい。

「繰り上げ受給は年金の空白期間を埋められますが、その先も減額された年金が続きます。長生きするほど損になるので慎重に判断を」と前出の東海林さん。

合、給与水準はそれまでの50〜70%程度になるのが一般的なので、60歳以降も働く場所はあるけれど所得は下がる。手持ちの預貯金などで年金開始まで乗り切りたいが、生活が厳しい場合に考えたいのが年金の繰り上げ受給だ。

年金の繰り上げ
繰り上げは本来の受給開始年齢よりも前倒しで年金を受け取る方法で、これを利用すれば60歳からでも受け取ることができる。ただし、1カ月繰り上げごとに0.5%ずつ年金額が減額される。また、報酬比例部分だけではなく、65歳からもらうはずの老齢基礎年金も同時に繰り上げなければいけない。

たとえば、本来の受給開始年齢が61歳のAさんが、60歳0カ月で繰り上げ受給をすると、報酬比例部分は1年分の6%、老齢基礎年金は5年分の30%がそれぞれ減額されてしまうのだ。



フリーライター。1968年生まれ。身近なお金の話題を中心に執筆し、ダイヤモンド・オンラインに「医療費の裏ワザと落とし穴」を連載中。「日本の医療を守る市民の会」発起人。